

第 36 期 中 間 決 算 公 告

2020年12月28日

東京都港区西新橋一丁目3番1号
株式会社 S M B C 信託銀行
代表取締役社長 荻野 浩三

中 間 貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,286,008	預金	3,033,696
コーポレート債権	181,390	外国為替	678
買入金銭債権	393	信託勘定借債	76,782
有価証券	46,681	その他負債	30,387
貸出金	1,670,960	未払法人税等	440
外国為替	32,156	リース債務	13
その他資産	46,006	資産除去債務	2,685
有形固定資産	1,571	その他の負債	27,248
無形固定資産	29,894	賞与引当金	727
前払年金費用	2,417	役員賞与引当金	23
繰延税金資産	4,075	退職給付引当金	72
支払承諾見返	4	睡眠預金払戻損失引当金	783
貸倒引当金	△ 3,153	支払承諾	4
		負債の部合計	3,143,156
		(純資産の部)	
		資本金	87,550
		資本剰余金	85,553
		資本準備金	83,350
		その他資本剰余金	2,203
		利益剰余金	△ 25,234
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	△ 25,314
		繰越利益剰余金	△ 25,314
		株主資本合計	147,868
		その他有価証券評価差額金	1,205
		繰延ヘッジ損益	6,176
		評価・換算差額等合計	7,381
		純資産の部合計	155,250
資産の部合計	3,298,407	負債及び純資産の部合計	3,298,407

中間損益計算書

2020年 4月 1日 から
2020年 9月 30日 まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,821
信託報酬	1,353
資金運用収益	13,071
(うち貸出金利息)	(9,687)
(うち有価証券利息配当金)	(506)
役員取引等収益	5,841
その他業務収益	1,537
その他経常収益	17
経常費用	27,983
資金調達費用	1,296
(うち預金利息)	(1,253)
役員取引等費用	2,257
その他業務費用	38
営業経費	22,453
その他経常費用	1,937
経常損失	6,161
特別利益	-
特別損失	2,017
税引前中間純損失	8,179
法人税、住民税及び事業税	△ 2,606
法人税等調整額	410
法人税等合計	△ 2,196
中間純損失	5,983

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～20年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残

額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業部門等の第一次査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部が査定結果を審査したうえで、資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は364百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジについては、金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準等（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

当行は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、当中間会計期間の財務諸表に与える影響は軽微であります。

追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準

の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額はございません。延滞債権額は 2,660 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はございません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,661 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、352,031 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引の担保として、貸出金 9,664 百万円及び有価証券 222 百万円、現金預け金 10 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 11,352 百万円及び保証金 2,905 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 127,550 百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 121,012 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 3,211 百万円

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,827 百万円を含んでおります。
2. 当中間期において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:百万円)

地域	用途	種類	減損損失額
首都圏	共用資産	建物附属設備等	2,011

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点をグルーピングの最小単位としております。本部・事務システム部門が入居する拠点については、原則、全社の共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。当行では、投資額の回収が見込まれない場合（店舗の移転決定を含む）に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値は零と算定しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位がもっとも低いレベルに時価を分類しております。

なお、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という）第 27 項に従い経過措置を適用した組合出資金等は次表には含めておりません。（注 3）参照）

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券	5,001	40,354	-	45,355
資産計	5,001	40,354	-	45,355
デリバティブ取引（*1）（*2）				
金利関連取引	-	8,910	-	8,910
通貨関連取引	-	(106)	0（*3）	(106)
デリバティブ取引計	-	8,803	0	8,803

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間貸借対照表計上額は純額で 8,910 百万円となります。

(*3) 当行ではレベル 3 に分類されるデリバティブを有しておりますが、他の金融機関とカバー取引を行っている為、純額では 0 円となります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

コールローン、外国為替、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				中間貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金 (*)	1,142,341	144,582	-	1,286,924	1,285,992	932
買入金銭債権 (*)	-	-	392	392	392	-
貸出金	-	-	-	-	1,670,960	
貸倒引当金 (*)	-	-	-	-	△3,117	
	-	-	1,667,084	1,667,084	1,667,842	△757
資産計	1,142,341	144,582	1,667,477	2,954,402	2,954,227	175
預金	-	3,033,932	-	3,033,932	3,033,696	235
負債計	-	3,033,932	-	3,033,932	3,033,696	235

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金及び買入金銭債権に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

現金預け金

満期のない現金預け金については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。また、満期のある預け金については、期間に基づく市場金利で割り引いた現在価値を算定するなどしております。

現金及び日本銀行への預け金はレベル1に、その他の預け金は主にレベル2に分類しております。

一部の預け金につきましては、デリバティブを内包する仕組預け金となっており、一体経理するものにつきましては当該預け金の取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しており、レベル2に分類しております。

買入金銭債権

「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

原則として、市場価格のある有価証券につきましては、当中間会計期間末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債等につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としており、レベル2に分類しております。

貸出金

変動金利による貸出金につきましては、原則として時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。固定金利による貸出金は、原則として将来キャッシュ・フローの見積額に対して、同様の新規貸出に適用されるレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、ヘッジ手段である金利スワップと一体として処理しており、その時価は変動金利による貸出金の時価算定方法に準じて算定しております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

預金

要求払預金につきましては、当該取引の特性により、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金については、期間に基づく市場金利等で割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の預金につきましては、デリバティブを内包する仕組預金となっており、一体経理するものにつきましては当該預金のカバー取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、為替スワップ、通貨オプション等）であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としており、取引相手の信用リスク等を調整しております。観察可能インプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2としております。また重要な観察できないインプットを用いている場合は、レベル3としております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引 通貨関連	オプション評価モデル	金利相関係数 為替ボラティリティ	96.5% - 99.0% 9.8% - 23.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で0円となることから、注記を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は、時価算定統括部署にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した検証部署にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、時価評価に使用するインプットを用いて、当行にて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

ボラティリティ

ボラティリティは、インプットや市場価格が、一定期間が経過した後どの程度変化すると予想されるかを示す指標です。ボラティリティは、過去の実績値または第三者から提供された情報、並びにその他の分析手法に基づいて推計されており、主に、金利や外国為替相場等の水準の潜在的な変動を参照しているデリバティブの評価に用いられています。一般的に、ボラティリティの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、金利等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関係数は過去の実績値に基づいて推計されており、主に複雑なデリバティブの評価に用いられています。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または低下を生じさせます。

(注3) 組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項、時価算定適用指針第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
組合出資金等	1,326

(有価証券関係)

その他有価証券 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原 価又は償却原価を超えるもの	債券	15,157	15,001	156
	国債	5,001	5,001	0
	社債	10,156	10,000	156
	その他	25,491	23,908	1,583
	外国債券	25,491	23,908	1,583
	小計	40,649	38,909	1,740
中間貸借対照表計上額が取得原 価又は償却原価を超えないもの	債券	3,977	3,978	△1
	国債	-	-	-
	社債	3,977	3,978	△1
	その他	728	730	△1
	外国債券	728	730	△1
	小計	4,706	4,708	△2
合計		45,355	43,618	1,737

(注) 市場価格のないその他有価証券

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
その他	1,326
合計	1,326

これらについては、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注1)	4,570 百万円
連結納税に伴う時価評価益	5,358
その他	4,539
繰延税金資産小計	14,468
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,570
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,742
評価性引当額小計	△6,313
繰延税金資産合計	8,155
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△2,733
その他	△1,345
繰延税金負債合計	△4,079
繰延税金資産の純額	4,075 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2020年9月30日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	4,570	4,570
評価性引当額	-	-	-	-	-	△4,570	△4,570
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 35,954円31銭

1株当たりの中間純損失金額 1,385円77銭

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、13.42%であります。

信託財産残高表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	53	金 銭 信 託	136,476
有 価 証 券	478,990	投 資 信 託	1,015,625
信 託 受 益 権	1,217,166	金銭信託以外の金銭の信託	213,514
受 託 有 価 証 券	651,480	有 価 証 券 の 信 託	652,232
金 銭 債 権	6,350,779	金 銭 債 権 の 信 託	6,349,379
有 形 固 定 資 産	1,123,151	包 括 信 託	1,617,447
無 形 固 定 資 産	1,999	そ の 他 の 信 託	170
そ の 他 債 権	31,160		
銀 行 勘 定 貸	76,782		
現 金 預 け 金	53,283		
合 計	9,984,846	合 計	9,984,846

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 56,948 百万円

3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

<参考>

上記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当行と三井住友信託銀行が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)56,948 百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	53	金 銭 信 託	193,424
有 価 証 券	478,990	投 資 信 託	1,015,625
信 託 受 益 権	1,274,061	金銭信託以外の金銭の信託	213,514
受 託 有 価 証 券	651,480	有 価 証 券 の 信 託	652,232
金 銭 債 権	6,350,779	金 銭 債 権 の 信 託	6,349,379
有 形 固 定 資 産	1,123,151	包 括 信 託	1,617,447
無 形 固 定 資 産	1,999	そ の 他 の 信 託	170
そ の 他 債 権	31,160		
銀 行 勘 定 貸	76,782		
現 金 預 け 金	53,283		
そ の 他	53		
合 計	10,041,795	合 計	10,041,795